

大洲ええモンセクション認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大洲市で製造又は加工される商品及び収穫される農林水産物について、市の定める基準に適合する品質等を備えた物を「大洲ええモンセクション」として認定（以下「認定品」という。）し、地域を代表する産品として重点的に支援を行うことにより、その認知度を高め、地域産品の流通拡大と地域産業の活性化を図るとともに、認定品を通して市全体のイメージアップにつなげることを目的とする。

(認定の対象)

第2条 認定の対象は、原則として、市内の事業所で製造又は加工される商品及び収穫される農林水産物とする。ただし、飲食店等において提供される料理を除くものとする。

(認定基準)

第3条 市長は、素材、製法、技法、品質等へのこだわりがあるかどうか等の観点から、大洲ええモンセクション認定に係る基準（以下「認定基準」という。）を別に定めるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により認定基準を定めるときは、あらかじめ有識者等の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により認定基準を定めたときは、これを公表するものとする。
- 4 認定基準を改正する場合は、前2項の規定を準用する。ただし、軽微な改正である場合については、第2項の規定は準用しない。

(審査会)

第4条 認定の審査等を行うため、大洲ええモンセクション認定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会の構成、運営等については、別に定める。

(認定申請)

第5条 認定を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、大洲ええモンセクション認定申請調書（新規）（様式第1号。以下「認定申請書」という。）に大洲ええもんセクション認定申請調書（様式第2号）その他必要な書類を添付し、市長に提出するものとする。

- 2 前項の申請は、第2条に該当し、かつ、次の各号に掲げる要件（以下「申請要件」という。）のいずれにも適合しているものでなければならない。
 - (1) 製造業、農業、林業及び漁業を営む者又は法人その他の団体で、原則として大洲市に住所（法人その他の団体にあつては、主たる事業所の所在地）を有するものであること。（団体については、定款、寄附行為その他これらに準ずるものを有しているものに限る。）
 - (2) 市が賦課徴収する全ての税に未納がないこと。
 - (3) 申請時において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び加工食品品質表示

基準等食品関連法令を遵守し、許認可を取得した上で販売可能な状態にあること。

- (4) 他人の知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する知的財産をいう。）を侵害していないこと。

- 3 第1項の申請に要する費用は、申請者が負担するものとする。

（認定の審査）

第6条 市長は、前条第1項の申請があったときは、その申請内容が認定基準及び申請要件に適合するかどうかを審査するものとする。この場合において、市長は、必要に応じて、申請者からの意見聴取及び事業所等の現地調査を行うものとする。

- 2 市長は、前項の審査に当たっては、審査会の意見を聴くものとする。

（認定）

第7条 市長は、前条第1項の規定による審査の結果、認定基準及び申請要件に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

- 2 市長は、前項の認定をしたときは、認定品に係る申請をした事業者（以下「認定事業者」という。）に対し、大洲ええモンセクション認定通知書（様式第3号）により通知し、大洲ええモンセクション認定書（様式第5号。以下「認定書」という。）を交付するものとする。

- 3 市長は、第1項の認定をしたときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 認定品の名称

(2) 認定事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）

- 4 市長は、第1項の認定をしないときは、大洲ええモンセクション認定審査結果通知書（様式第4号）により、その理由を付して認定しない旨を申請者に通知する。

（実績状況報告書）

第8条 認定事業者は、毎年度終了後1月以内に、前年度における認定品の生産量、広報宣伝の取組状況その他市長が指定する事項について、大洲ええモンセクション事業実績状況報告書（様式第6号）により市長へ報告しなければならない。

（認定の有効期間及び更新）

第9条 第7条第1項の規定による認定の有効期間は、認定をした日から1年を経過した日の属する月の末日までとする。

- 2 前項に規定する認定の有効期間が満了となる場合において、引き続き認定を受けようとする認定事業者は、大洲ええモンセクション認定更新申請書（様式第7号）に大洲ええモンセクション認定申請調書（更新）（様式第8号）その他必要な書類を添付して市長に提出するものとする。

- 3 市長は、前項の更新申請書等の提出があったときは、認定基準及び申請要件に基づき、大洲ええモンセクションとしての認定を更新することの適否について審査し、適当と認めたときは、当該申請に係る認定を行うものとする。

- 4 市長は、前項の認定の更新審査を行うときは、審査会の意見を聴くことができる。

- 5 第3項の認定の更新については、第7条第2項から第4項までの規定を準用する。

（認定内容の変更）

第10条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、大洲ええモンセクシ

ョン認定申請事項変更届出書（様式第9号）により速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名又は主たる事業所の所在地）を変更したとき。
- (2) 認定を受けた商品の名称を変更したとき。
- (3) 認定を受けた商品の生産、製造若しくは販売を1年以上中止し、又は廃止したとき。
- (4) その他認定申請書の記載事項に変更（軽微な変更を除く。）が生じたとき。

（認定書の再交付）

第11条 認定事業者は、認定書を紛失し、又は破損したときは、大洲ええモンセクション認定書再交付申請書（様式第10号）を市長に提出し、その再交付を受けることができる。

（認定書の表示）

第12条 認定事業者は、認定品の包装若しくは容器又は認定品を生産、製造若しくは販売する事業所等に、大洲ええモンセクションの認定を受けていること、及び自らがその生産を行う事業者であることを表示することができる。

- 2 認定の表示に関しては、別に定める大洲ええモンセクション認定表示基準によるものとする。

（調査）

第13条 市長は、必要があると認めるときは、認定事業者に対し、認定品に関し必要な報告を求め、認定品を生産する事業所等へ立ち入り、必要な調査を行うことができる。

- 2 市長は、前項の立入調査に当たっては、あらかじめ認定事業者の同意を得るものとする。

（認定の取消し）

第14条 市長は、認定品又は認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定基準に適合しなくなつたと認められたとき。
 - (2) 申請要件を欠くに至ったとき。
 - (3) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
 - (4) 認定品の生産、製造若しくは販売を1年以上中止し、又は廃止したとき。
 - (5) その他認定制度の運用に重大な支障を及ぼすおそれがある行為があつたとき。
- 2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、大洲ええモンセクション認定取消通知書（様式第11号）によりその理由を付して、その旨を当該認定の取消しを受けた事業者に通知するものとする。
 - 3 第1項の規定により認定の取消しを受けた事業者は、その取消しの日から1年を経過しなければ、新たな認定申請をすることができない。
 - 4 市長は、第1項の規定による認定の取消しをした場合は、その対象となる製品、事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）を公表することができる。

（認定事業者の責務）

第15条 認定事業者は、この要綱の規定を誠実に遵守し、認定品の素材、製法、技法、

品質又はデザインの維持及び向上に努めるとともに、認定品の生産、製造及び販売を通じて、大洲ええモンセクションに関する普及啓発に協力しなければならない。

(損害に対する責務)

第16条 認定品の生産、製造、販売等により事故等が発生した場合は、認定事業者がその損害賠償の責任を負うものとし、大洲市は、その原因のいかんを問わず、これを負わない。

2 前項に規定する場合において、当該認定事業者は、遅滞なく事故等の内容を大洲ええモンセクション事故等発生報告書（様式第12号）により、市長に報告しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年3月12日から施行する。

(認定の有効期間の特例)

2 令和2年7月31日に認定期間が満了する認定品については、第9条の規定にかかわらず、令和3年7月31日まで有効期間を延長する。

3 令和3年7月31日に認定期間が満了する認定品については、第9条の規定にかかわらず、令和4年7月31日まで有効期間を延長する。

附 則（令和2年5月19日大洲市要綱第82号）

この要綱は、令和2年5月19日から施行する。

附 則（令和3年7月26日大洲市要綱第119号）

この要綱は、令和3年7月26日から施行する。

附 則（令和4年6月14日大洲市要綱第112号）

この要綱は、令和4年6月14日から施行する。